

I 保育の基本的理念と実践に係る観点

項目	内 容	評 価				意見・改善案
		A	B	C	D	
① 子どもの最善の利益の考慮 (点)	子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮している。 (子どもに関することが行われる時は、その子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えている。)					
	子どもの人権に配慮した対応をしている。→人権擁護のためのセルフチェックリストを作成する。					
	(1)「子ども一人ひとりの人格を尊重している。」					
	(2)「物事を強要するようなかかわり、脅迫的な言葉かけ」をしていない。					
	(3)「罰を与えたり、乱暴なかかわり」をしていない。					
	(4)「一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮したかかわりをしている。」					
② 子どもの理解 (点)	(5)「差別的なかかわり」をしていない。					
	子どもに対しての一方的な思い込みや偏った見方をしない。					
	保育者の言動は子どもに大きな影響を与えることを常に意識している。					
	朝の受け入れ時や連絡帳で子どもの健康状態を日々確認している。					
	長期欠席の子どもの状況把握をしている。					
	子どもの良さを積極的に見つけ、子どもとのやりとりが肯定的である。					
	子どもが目線、表情、言葉で訴えている時に、的確に対応している。					
	話を真摯に聞く。					
	子どもの望みを理解し叶えようとする。					
③ 保育の環境 (人・物・場)の構成 (点)	大きな声で呼んだり必要のない言葉をかけたりしない。					
	保育者は、自身が子どもにとって重要な環境であることを十分に意識し、子どもの人権に配慮した対応をしている。					
	子どもの生育歴や心身の発達等を考慮して、主に担当する保育者、クラスを決めている。					
	保育室は整理整頓され、雑然としていない。					
	保育室には、一人ひとりの成長発達を考慮した遊びを準備している。					
	子どもの成長に合わせた玩具、絵本、遊具等が、子どもが自分で遊びだせるよう、自分で選び手に取れるように適切な量で用意している。					
	子どもの興味・関心に合わせて好きな遊びができるようにしている。					
④ 保育士等の子どもの関わり (援助・行 動・言語・位置・タイミング・配慮等)	保育室の装飾・飼育生物・菜園・プランターの植物等、季節感を取り入れる工夫や、自然と関わるができる取り組みがなされている。					
	乳児保育：子どもにかかわる時は、その子どもに事前に言葉がけをしている。(突然鼻をふいたり、抱き上げたりしない等)					
	乳児保育：おむつ交換は声をかけ、スキンシップを大切にしながら行っている。					
	保育者は一人一人の思いを受け止め、共感したり認めたりしながら、信頼関係を築いている。					
	子ども同士が互いの気持ちや発言を受け入れられるように援助している。					
	子どもが大人の顔色を伺うことなく感じたことや要求を表現できるようなかかわりを行っている。					
保育者は子どもに対して威圧的、命令的、否定的な言葉使いをしていない。						

() 点	特別な支援や配慮を要する子どもへの関わりは記録を基に、どのような場面で子どもが困っているのかを検討し、必要に応じて専門機関（子どもセンター等）に助言を受けている。				
⑤ 育ちの見通しに基づく保育（ ） 点	全体の計画は、園の理念、方針、目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、教育・保育の「ねらい」「内容」が総合的に展開されるよう編成されている。(職員の参画のもとに作成されている。)				
	全体の計画をより適切なものに改めていくという姿勢を、全ての保育者が持っている。				
	指導計画を作成するにあたっては、一人一人の子どもの発達過程や状況、クラスの実態について、職員の共通認識のもとに作成されている。				
	一人一人の子どもの発達や家庭環境を踏まえて個別指導計画を作成している。				
	指導計画に基づく保育を見直し、改善を図っている。				
	一人一人の子どもの発達状況・月の目標・教育・保育の実態について職員間で定期的に話し合う機会を設けている。				
	子どもの発達過程を理解し、人間形成の基礎を養う時期であることを十分に認識して保育実践に取り組んでいる。				
0.1 歳児からの教育・保育の積み重ねが 5 歳児の姿となり、小学校就学への滑らかな移行につながることを全職員が理解している。					

II 家庭及び地域社会との連携や子育て支援に係る観点

	内 容	評 価				意見・改善案
		A	B	C	D	
(点)	⑥ 入所する子どもの家庭との連携と子育て支援	保護者と保育者の間で連絡帳や登降園時に、子どもに関する情報の共有がある。				
	多様な家庭に対して偏見や差別意識を持っていない。					
	個人情報保護について職員全体で確認し、十分配慮している。					
	園内の廊下、園庭、テラス、窓等が解放された保育室や休憩室・バス・電車等の公共機関、飲食店等で個人が特定できる話をしていない。					
	保護者が意見や相談ができる雰囲気や体制がある。					
	保護者からの意見や苦情等を真摯に受け止め、教育・保育の意図や改善を保護者に伝えている。					
	子どもと保護者のおかれた状況を受け止め、保護者とのより良い関係を築き、良好に保つための努力をしている。					
	子どもの成長発達を保護者と共有する保育参観や個人面談等を設けて、相互理解を図っている。					
(点)	⑦ 地域の子育て支援	施設を一般に開放している。				
	子ども・子育てに関する相談・助言や情報提供を行っている。					
	一時預かり等の活動を行っている。					
	子育て支援事業を行っている。					
(点)	⑧ 地域における連携・交流	地域の小学校と交流を図っている。				
	就学先の小学校へ、子どもの育ちを支える資料（保育所児童保育要録）を確実に送付し、情報共有を図っている。					
	老人福祉施設など、地域の施設と交流を図っている。					
	地域の多様な人々との連携、交流を図っている。					